

**金商法関連内閣府令の改正に伴う「仲介目的のブロックトレードの
取扱いに関する規則」等の一部改正について**

令和 7 年 7 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

令和 7 年 6 月 11 日に公布された「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の一部改正等に伴い、「仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則」等について所要の整備を行うこととする。

II. 改正の骨子

以下の自主規制規則において、いわゆる「項ズレ」の修正を行う。

- ・「仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則」（第 2 条第 1 号）
- ・「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」（第 1 条の 2 第 5 号）

III. 施行の時期

この改正は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。

※ 本改正は、法令の改正に伴う形式的なものであり、実質的に規則の内容を変更するものではないことから、パブリックコメント手続は実施しない。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 （03-6665-6770）

「仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則」の一部改正について

令和 7 年 7 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 仲介目的のブロックトレード 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第31条に規定する買集め行為であって、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令<u>第62条第 1 項第 2 号</u>に該当するものをいう。 2 (現 行 ど お り) 付 則 この改正は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 仲介目的のブロックトレード 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第31条に規定する買集め行為であって、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令<u>第62条第 2 号</u>に該当するものをいう。 2 (省 略)

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 7 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定 義) 第 1 条の 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～4 (現行どおり) 5 資産運用会社 投資信託及び投資法人に関する法律 <u>第 2 条第 21 項</u>に定める資産運用会社をいう 6～16 (現行どおり) 付 則 この改正は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。	(定 義) 第 1 条の 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～4 (省 略) 5 資産運用会社 投資信託及び投資法人に関する法律 <u>第 2 条第 19 項</u>に定める資産運用会社をいう。 6～16 (省 略)